

昇降機の 定期検査報告書の 電子提出システム

令和8年4月

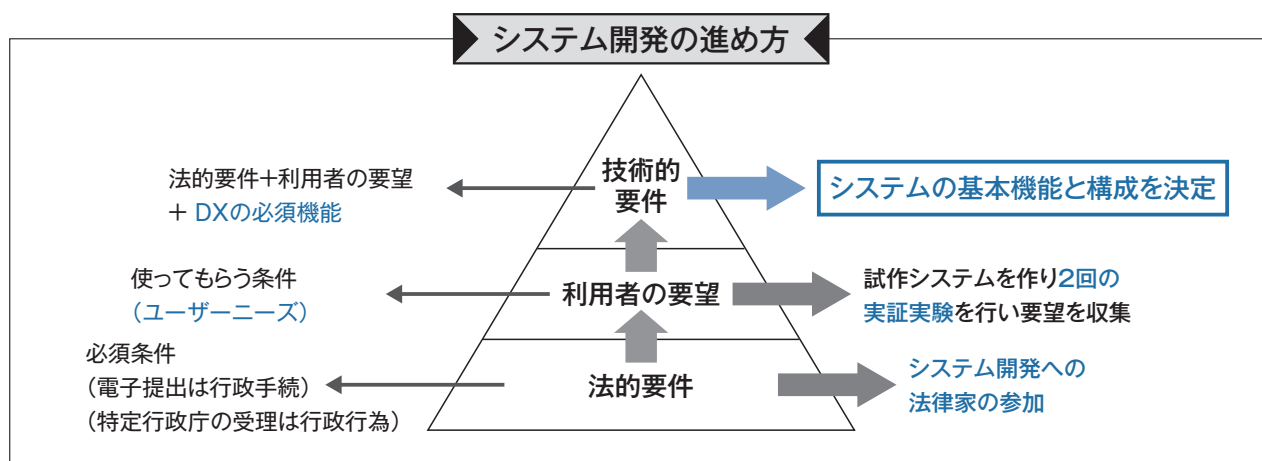
一般社団法人 東京都昇降機安全協議会

建築基準法に基づく昇降機の定期検査報告書の「提出」・「受付・予備審査(形式要件の確認)」・「受理決定」等を、インターネットを使ってオンラインで行うことができます。

- 検査会社は自社のPCから「報告書(届を含む)と添付様式の提出」ができます —
(提出後の地域法人や特定行政庁の処理状況がわかります。)
(特定行政庁の受理後に副本(受付印付)を自社のPCにダウンロードできます。)
- 地域法人は「報告書の受付と予備審査(形式要件の確認)」ができます —
- 特定行政庁は庁内のPCから「受理決定」ができます —
(要是正の案件に対する「指導書の送信」もできます。)
(副本・済証(シール)への受付印の電子押印もできます。)
(電子提出された報告書は電子保管され、登録番号、住所等で検索できます。)

法的要件・利用者の要望・DXのための基本機能をそなえています。

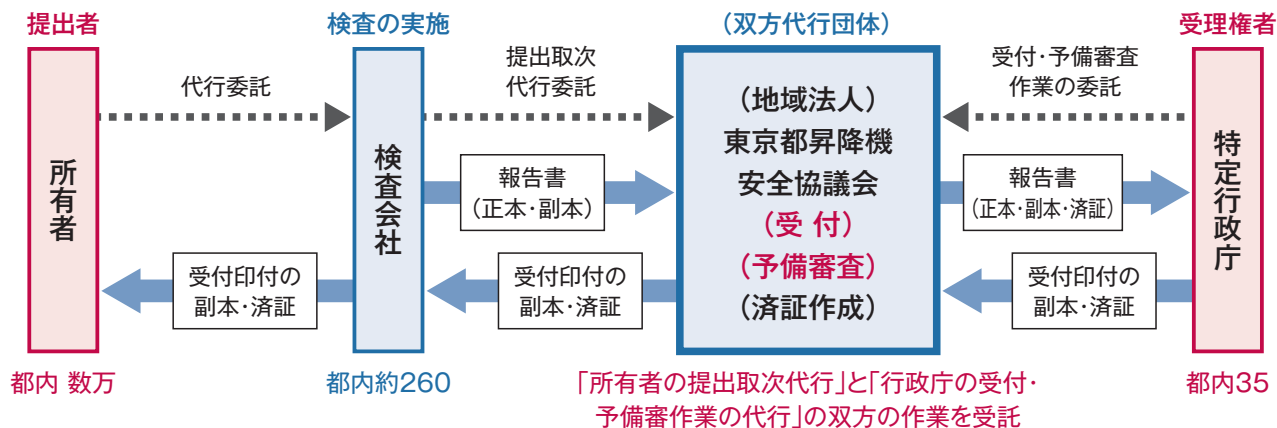
- 1 「定期検査報告書の受理」は「行政行為」(法律行為)であるため、電子提出システムにおいても適正な法律行為となるよう、建築基準法以外の関係法令についても遵守する機能が必要です。本システムでは開発当初から法律家が参加し、行政手続法等、建築基準法以外でも特定行政庁が守るべき法令の要件を調べ、それらに対応できる機能を有しています。
⇒ 「提出の証拠となる自動応答メール」や「電子提出手続全体の処理状況をリアルタイムで監視できるトランザクションモニター」など。
- 2 システムを実際に使用する検査会社や特定行政庁の意見・要望(ユーザーニーズ)に基づきシステムの機能を開発しています。特に報告書の提出者(エンドユーザー)である検査会社からは複数回に渡り意見・要望を聴取しています。
⇒ 試作システムを作り、2回の実証実験を実施して意見・要望を聴取し機能に反映しています。
- 3 DX(デジタルトランスフォーメーション…組織の壁を越えた複数の団体を横断的につなぐ情報化)に不可欠な機能を有しています。
⇒ トランザクションモニター(DXのプラットフォーム) … 電子提出手続全体(受付から受理まで)の報告書の処理の流れをリアルタイムで監視し見ることができる機能
⇒ 特定行政庁とはLGWANを使用して接続 … Local Government Wide Area Networkは行政庁間専用の安全性の高いネットワーク
⇒ 包括的なセキュリティ対策 … ファイアウォール(WAFを含む)、2段階でのウイルス対策、ファイルの暗号化等包括的なセキュリティ対策を講じています。



システムを利用するメリット

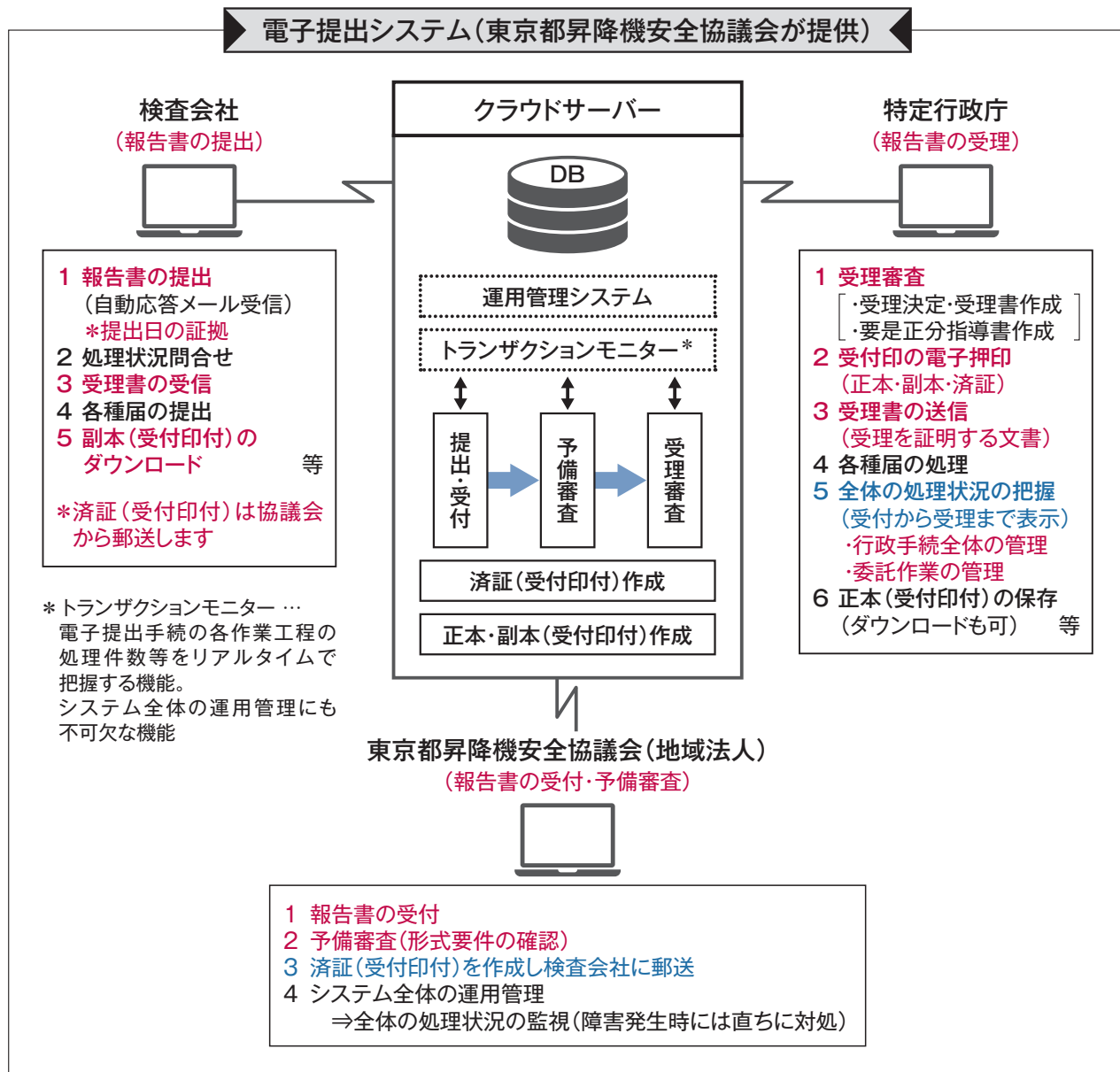
- 1 **事務処理時間の大幅な短縮**
- 2 **ペーパーレス化** … 紙での文書保管が不要・団体間の紙での送付作業が不要・報告書の検索の電子化 等
- 3 **処理過程の透明化** … トランザクションモニターによる電子提出手続全体の処理状況の表示
・提出者(検査会社)への処理状況の公開(提出した報告書の処理段階の開示)

1 現在の昇降機の定期検査報告書の事務処理の流れ



2 システムの概要

「検査会社の報告書の提出」⇒「地域法人での受付と予備審査」⇒「行政庁の受理」⇒「地域法人による済証(シール)の作成」という一連の事務作業のすべてをインターネットを利用して行うことができます。

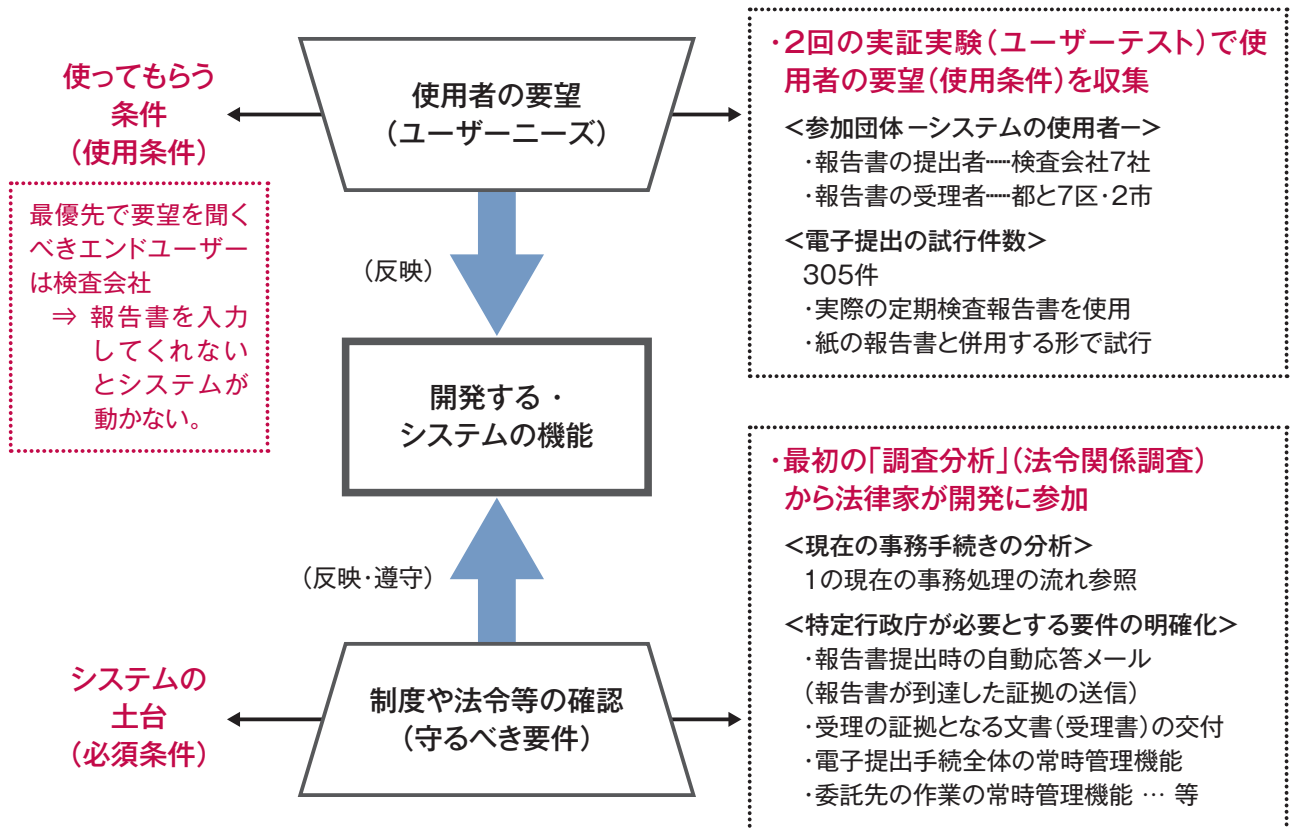


3 システム開発の進め方と経過

(1) システム開発の進め方

定期検査報告書の提出は「行政手続(法律手続)」であることから、その電子化にあたっては、最初の「調査分析工程(法令関係調査)」から法律家が開発に参加し、関係する法令を洗い出し、それらを遵守する形でシステムの機能の土台となる部分を設計しました。

そのうえで、試作システム(プロトタイプ)を作り、それを2回の実証実験(ユーザーテスト)で「検査会社(報告書の提出者:エンドユーザー)」と「特定行政庁(受理権者)」に使ってもらい、意見や要望を聞き、それらをシステムの機能に反映させました。



(2) システム開発の経過

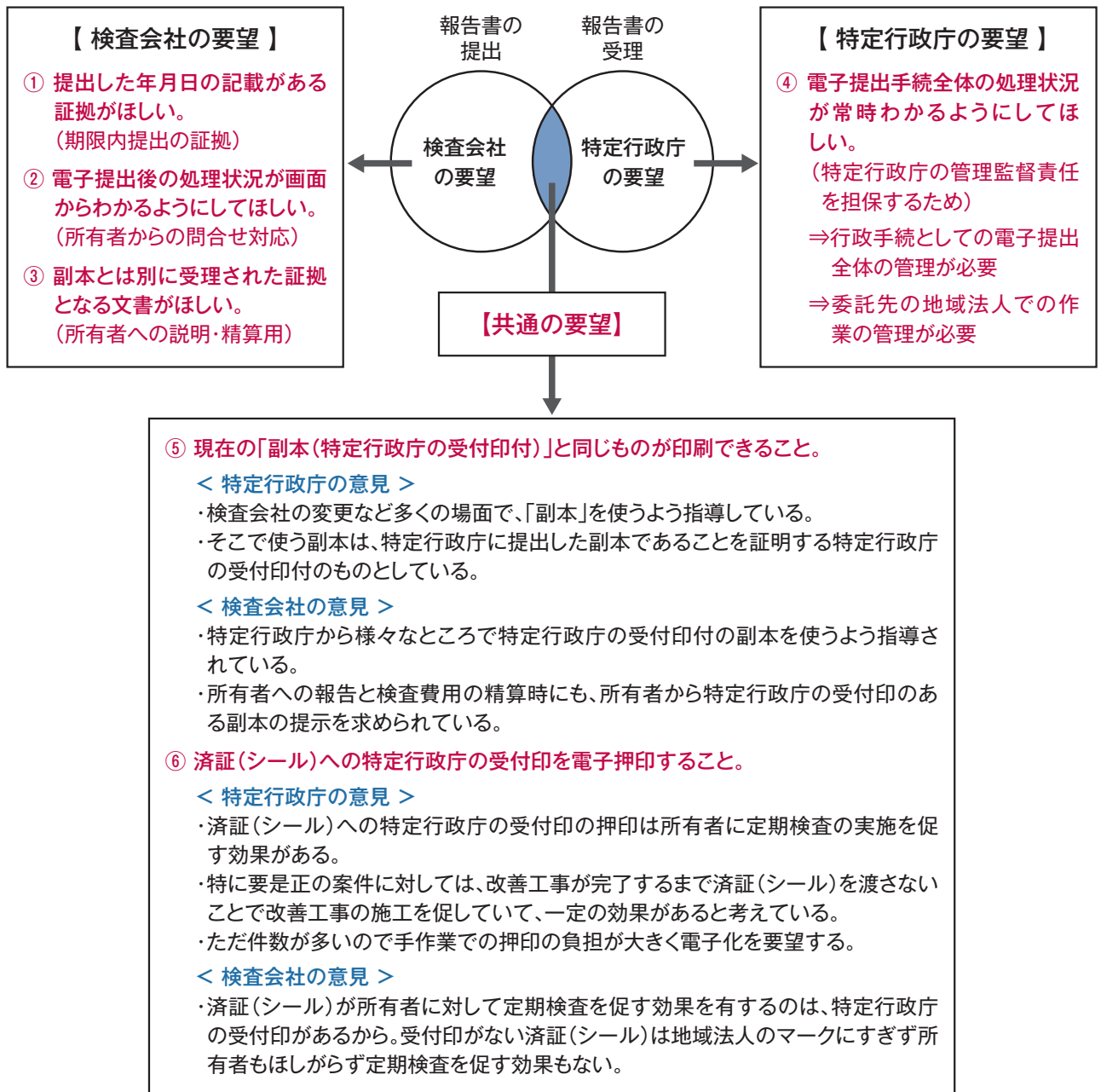
令和4年 3月	試作システム(プロトタイプ)を作成
令和4年 4月～9月	試作システム(プロトタイプ)を試験運用
令和4年10月～令和5年3月	「第一期実証実験」 東京都を特定行政庁とする報告書120件を電子提出
令和5年10月～令和6年3月	「第二期実証実験」 7区2市を特定行政庁とする報告書185件を電子提出
令和6年 4月～令和7年3月	実証実験の結果をふまえて、 試作システム(プロトタイプ)を基に本番用のシステムを開発
令和7年 4月	都内の各特定行政庁に提供開始

(注) : < 実証実験の参加団体 >

- ・特定行政庁(10行政庁)… 東京都 文京区 荒川区 渋谷区 杉並区 板橋区 墨田区 足立区 武蔵野市 小平市
- ・検査会社(7社)… 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 株式会社日立ビルシステム 東芝エレベーター株式会社
フジテック株式会社 日本エレベーター製造株式会社 横浜エレベーター株式会社 ダイコー株式会社
- ・所有者(2団体)… 東京都住宅供給公社 アサガミ株式会社
- ・関係団体(3団体)… 一般社団法人日本エレベーター協会 一般財団法人日本建築設備・昇降機センター 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター

(3) 実証実験での主要要望とシステムへの反映

特に要望が多かった以下の①～⑥についてはシステムの基本機能に反映させました。



実証実験について

- ・試作システム(プロトタイプ)を使って「本番の報告書」を「紙での提出」と並行し「電子でも提出」する実験。
 - ・そこでの課題や要望を整理して「本番のシステム」に反映し、システムを完成させていくことが目的
 - ・立場の異なる多くの団体が利用者となるシステムの開発において、利用者の使用条件(ユーザーニーズ)の明確化や課題の調整等を行うために広く行われている手法
 - ・第一期…令和4年10月～令和5年3月 東京都を特定行政庁とする報告書120件を電子提出
(東京都と検査会社7社が参加)
 - ・第二期…令和5年10月～令和6年3月 7区・2市を特定行政庁とする報告書185件を電子提出
(7区・2市と検査会社7社が参加)
- ※ 使用した報告書は、実験に協力していただいた、東京都住宅供給公社とアサガミ株式会社の報告書を使用

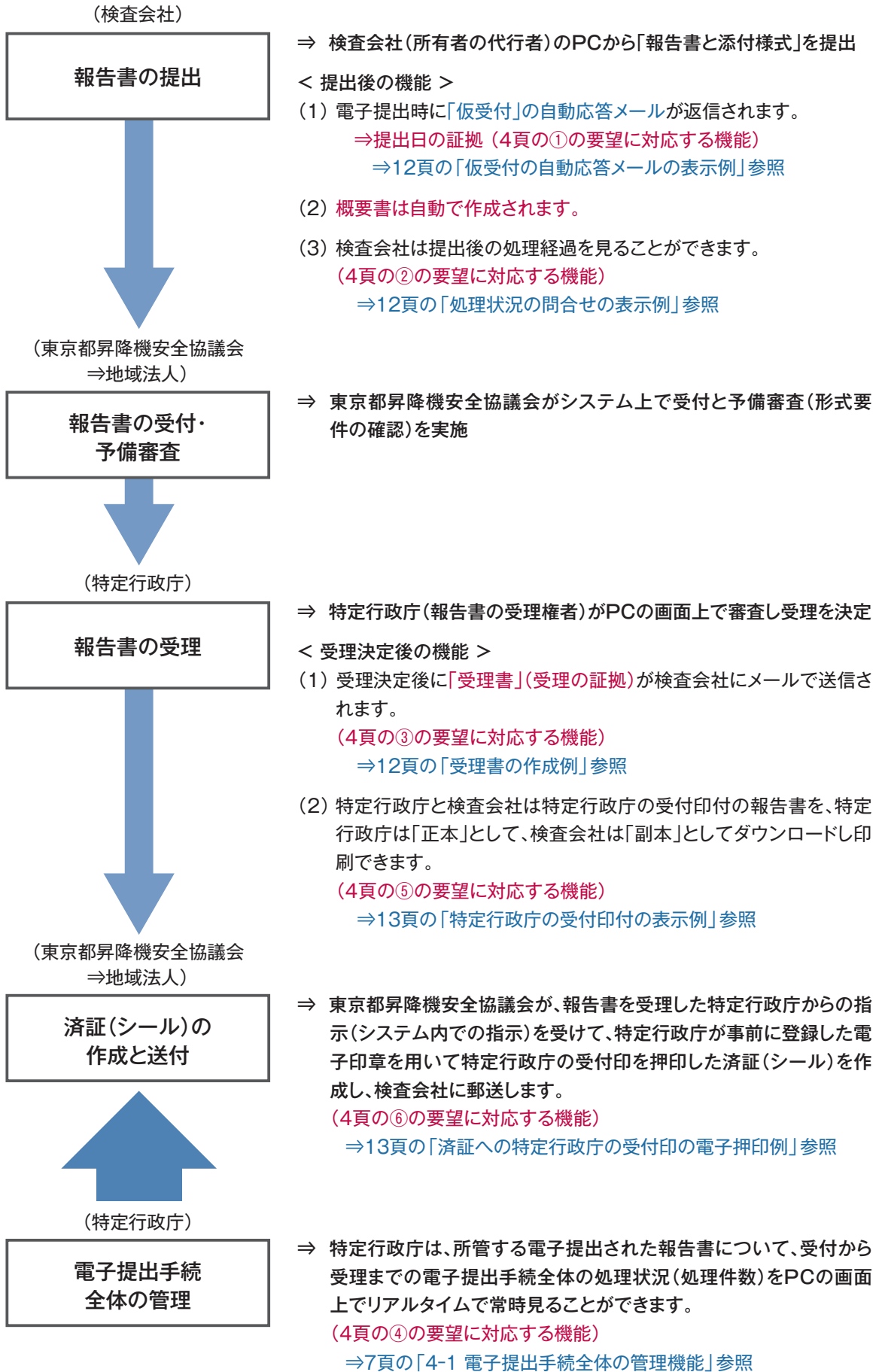
4

主な機能の説明

- ・「報告書」だけでなく「各種の届」についても提出・予備審査・受理審査ができます。
- ・「報告書」や「済証(シール)」に特定行政庁の受付印を押印することができます。

	主な機能	内 容
検査会社	提出者の登録・変更 (ID/パスワード登録)	・電子提出を行う検査会社の登録/変更ができます。 (企業名、住所、連絡用メールアドレス等) ・提出時に必要なID/パスワードの設定・変更を行います。
	報告書の提出	・検査会社のPCから報告書と添付様式を電子提出できます。 ・概要書はシステムで自動的に作成されます。 ・「仮受付」の自動応答メールが返信されます。(提出日の証拠)
	処理状況の問合せ	・電子提出した報告書の処理状況(受付日・予備審査日・受理日等)の照会ができます。
	受理書の受信	・報告書を特定行政庁が受理した時点で、登録番号ごとに「受理書」(受理された証拠)が検査会社のメールアドレスに送信されます。
	各種届の提出	・検査会社のPCから「各種の届」の提出を行うことができます。
	副本(特定行政庁の受付印付)のダウンロード	・特定行政庁が受理した報告書の副本(特定行政庁の受付印付)をPCにダウンロードし印刷することができます。
昇降機安全協議会	報告書の受付	・提出された報告書のウイルスの有無やファイル破損等のチェックを行い問題があれば検査会社への連絡等必要な処置を講じます。
	報告書の予備審査	・受付処理の完了した報告書の予備審査(形式要件の確認)を行います。
	各種届の予備審査	・提出された各種届の予備審査(形式要件の確認)を行います。
	システム全体の運用管理	・「トランザクションモニター」を使用してエラーの発生を含め受付から受理までの全工程を監視し必要な処理を自動で行います。
	済証(シール: 受付印付)の作成	・特定行政庁の受付印付の済証(シール)を作成します。 ・完了届で全ての是正工事が完了した案件の済証も作成します。 (作成後に検査会社に郵送します。)
特定行政庁	受理審査 [・受理決定・受理書の作成 ・要是正分指導書入力 ・予備審査への差戻]	・予備審査が終了した報告書の受理審査を行うことができます。 ・予備審査の内容に疑義のある時は東京都昇降機安全協議会に差戻して予備審査のやり直しを指示できます。(差戻) ・要是正分については改善指導書をPC画面から入力し受理書と同時に検査会社に送信できます。
	特定行政庁の受付印の登録と電子押印 [報告書と済証(シール)への 受付印の電子押印]	・事前に特定行政庁の受付印をシステムに登録できます。 ・受付印は報告書(正本・副本)や済証(シール)に電子印章の形で押印することができます。なお要是正分は是正工事の完了届が提出されるまで済証(シール)は作成されません。
	受理書の送信	・受理操作終了分の報告書を画面から選んで受理決定日と受理番号を入力し、検査会社に「受理書」を送信することができます。
	各種届の処理	・予備審査が終了した各種の届の受理審査を行うことができます。 ・受理操作完了と同時に特定行政庁の受付印が押印され、検査会社に副本(受付印付)がメールで送信されます。
	検索	・登録番号、建物名称、住所等で報告書の検索ができます。
	電子提出手続全体の処理状況の管理	・受付から受理審査までの全体の処理状況をリアルタイムで見ることができます。(電子提出全体の監視と委託先の作業の管理)
	正本(特定行政庁の受付印付)のダウンロード	・紙の正本(特定行政庁の受付印付)が必要な場合はPCにダウンロードし印刷することができます。
その他	建物への紐付けキーとなる 不動産番号の欄(項目)を用意	・国の共通仕様書に基づき不動産ID(全17桁)をDBの項目に用意 ・不動産ID全体の実用化はまだですが、前13桁は登記簿の不動産番号なので、それを使った紐付けは可能です。
	報告書の保存形式と保存年限	・報告書はDBの項目として、添付様式はPDFで保存します。 ・報告書の正本(報告書と添付様式一式)は5年、概要書は永久保存
	システム停止時の対応	・万が一システムが停止した場合は受付ファイルから報告書を印刷し紙提出に切り替え、報告書の審査事務を継続します。

システムの操作の流れと関連する主な機能



4-1 電子提出手続全体の管理機能(トランザクションモニター)

(1) 機能

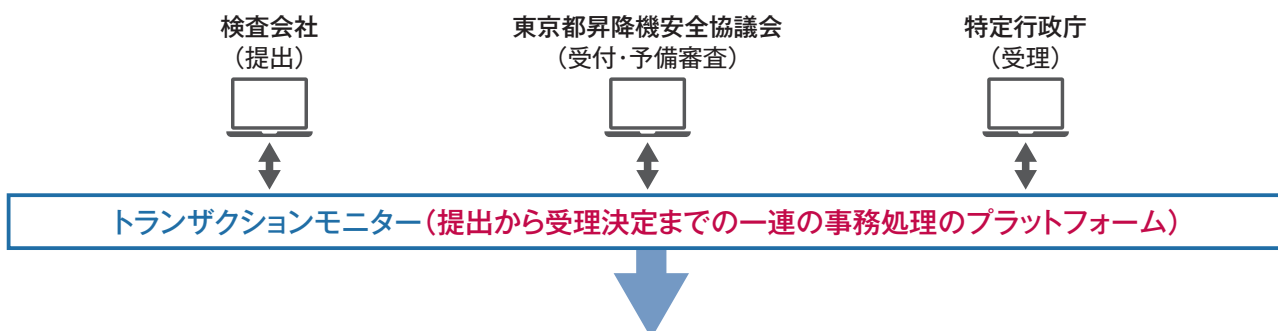
報告書の受付から受理決定までの全段階での処理件数をリアルタイムで把握し画面上に表示する機能。

(検査会社・地域法人・特定行政庁が情報を共有するプラットフォーム)

月次・日次の件数だけでなく、日次件数の一覧表示から個別の報告書までを表示できます。

(2) 役割

- ① システム全体の運用管理(各処理工程での処理状況や障害発生等の把握等)のツール
- ② 特定行政庁の法的管理責任への対応(4頁の④の要望に対応)
 - ・電子提出手続の入り口から出口までの処理状況の常時監視(行政手続の提供者としての責務)
 - ・委託先の作業(受付・予備審査)の進捗状況の管理(委託作業の発注者としての責務)



■ 電子提出手続の「全体の処理状況の表示例」:特定行政庁のメニューとして提供

特定行政庁名:〇〇〇〇

* 単価契約の請求件数となるものです。

月次 (件数)

受付年月	仮受付	仮受付エラー	受付	協議会 処理済	協議会 未処理	協議会 保留中	行政庁 未処理	行政庁 差戻中	行政庁 受理	行政庁 受理決定
07年4月	5	0	5	5	0	0	0	0	5	4
07年3月	2	0	2	1	0	0	0	0	1	1
07年2月	25	0	25	10	15	0	0	0	10	10
07年1月	8	0	8	3	5	0	0	0	3	3
合計	40	0	40	19	20	0	0	0	19	18

受付年月をクリックすると日次に展開

日次 (件数)

受付年月日	仮受付	仮受付エラー	受付	協議会 処理済	協議会 未処理	協議会 保留中	行政庁 未処理	行政庁 差戻中	行政庁 受理	行政庁 受理決定
07年2月1日	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1
07年2月3日	4	0	4	4	0	0	0	0	4	4
07年2月4日	5	0	5	5	3	0	0	0	2	2
07年2月5日	6	0	6	6	6	0	0	0	0	0
07年2月7日	2	0	2	2	2	0	0	0	0	0
07年2月8日	2	0	2	2	2	0	0	0	0	0
07年2月9日	3	0	3	3	1	0	0	0	2	2
07年2月10日	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1
07年2月12日	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0
合計	25	0	25	25	15	0	0	0	10	10

各欄の数字をクリックすると
その欄の報告書の一覧表を表示

＜ 報告書の内容確認後 審査結果を記入 ＞

- ① 報告書と添付資料を見て「審査結果記入」をクリックして審査結果入力画面を呼出し、審査結果を入力
- ② 審査プログラムは地域法人と特定行政庁は同じものを使用
 <理 由>⇒予備審査(形式審査)も「報告書の受理という行政行為」の一部で、あくまで特定行政庁の権限であり、特定行政庁の職員の適正な管理監督下(可視化の下)でなくては、特定行政庁は地域法人に委託できないため。

審査結果の記入<予備審査>						
協議会	1回目	確認	保留	コメント	処理日	
			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	送還	2025/09/10
2回目	保留後確認	差戻後確認	コメント	処理日		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	送還	年/月/日		
3回目	差戻後確認	コメント	処理日			
	<input type="checkbox"/>	年/月/日				
		確認・保留		保留・差戻の再確認後 杉並区に送付		

審査結果の記入<杉並区 審査>						
杉並区	1回目	受理	差戻	保留後受理	コメント	処理日
			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	問題ありません。
2回目	差戻後受理	コメント	処理日			
	<input type="checkbox"/>	年/月/日				
		受理・差戻		保留後受理・差戻後受理		

- ① 地域法人は、予備審査で報告書等に問題があれば、「保留」を選択することができます。
⇒訂正後は保留を解除し、予備審査を完了(確認)して特定行政庁に送付できます。
- ② 特定行政庁は、地域法人の予備審査に問題があれば地域法人に差戻(予備審査のやりなおし)を指示できます。(差戻は2回まで可能です。)
- ③ 特定行政庁は、受理審査が終了した報告書について、受理決定処理(受理日と受理決定番号を入力)を行うと、報告書を提出した検査会社のメールアドレスに受理書が添付された受理メールが送信され、報告書の受理手続きが完了します。

4-3 検索機能

受理され、蓄積された報告書に対して、様々な検索ができます。

検査報告 電子提出システム

団体名 都交協 担当者

|| 【検索】 サブメニュー

メニュー(実行したい番号を選択してください)

1	登録番号から報告書呼び出す
2	処理状況問合せ
3	上記1及び2以外の検索
4	一括検索



< 1及び2の表示イメージ：— 登録番号から直接報告書呼びだし表示 — >

検索結果：1件

区分	登録番号	号機	種別	区/市	設置場所/建物名称	指摘内容	受付番号	受付日	予備検査日	受理日	受理決定番号	証本(報告書)	証本(概略書)	証本(各種書)	
報告書	2026000001	1号機	エレベータ	文京区	東京都文京区本郷X-X-X〇〇ビル	要是正(不)	25020400562	07.02.04	07.02.06	07.02.12	8	出力	出力		詳細

登録番号

処理した日付が表示されます。

クリックすると報告書や概要書が表示されます。

< 4の表示イメージ：— 入力した検索条件から候補となる報告書の一覧を表示 — >

昇降機定期検査報告 電子提出システム

団体名 都交協 担当者 協議会ユーザー

|| 【検索】 一括検索

▼ 絞り込み条件

登録番号	
区/市	
受付番号	
受付日	~
予備検査日	~
受理日	~
受理決定番号	
設置場所/建物名称	

建物名称や設置場所(住所)等を入力

検索 クリア

検索結果：482件

区分	登録番号	号機	種別	区/市	設置場所/建物名称	指摘内容	受付番号	受付日	予備検査日	受理日	受理決定番号	証本(報告書)	証本(概略書)	証本(各種書)	
報告書	2026000001	1号機	エレベータ	文京区	東京都文京区本郷X-X-X〇〇ビル	要是正(不)	25020400562	07.02.04	07.02.06	07.02.12	8	出力	出力		詳細
報告書	2026000002	1号機	エレベータ	文京区	東京都文京区大塚X-XX-XX第1号マンション	要是正(不)	25020400560	07.02.04	07.02.06	07.02.12	6	出力	出力		詳細
報告書	2026000003	1号機	エレベータ	文京区	東京都文京区大塚X-X-X〇〇ビル	要是正(不)	25020400559	07.02.04	07.02.06	07.02.12	5	出力	出力		詳細
報告書	2026000004	1号機	エレベータ	文京区	東京都文京区本郷X-XX-XX株式会社〇〇〇〇	要是正(不)	25020400561	07.02.04	07.02.06	07.02.12	7	出力	出力		詳細

サブメニューに戻る メニューに戻る

候補となる報告書の一覧を表示

クリックでその報告書や概要書が表示されます。

4-4 検査会社に対する出力帳票等

4ページの①の検査会社の要望に対応する「提出した証拠」の自動応答メールの表示例

(電子提出した検査会社のメールアドレス)

差出人： (仮受付した東京都昇降機安全協議会)
送信日時： 2025年 8月 5日 火曜日
宛先： (電子提出した検査会社のメールアドレス)
件名： 【受付番号:25123456789】 定期検査報告書の仮受付が完了しました。

(提出者 検査会社)様 (担当者あて)

1. 登録番号 9900000001 種別 エレベーター 1号機

○提出された定期検査報告書を一般社団法人東京都昇降機安全協議会がお預かりしました。
内容を確認した上で(所管の特定行政庁名)に提出いたします。
(このメールは定期検査報告書を所管する特定行政庁が受理したことを示すものではありません)

一般社団法人東京都昇降機安全協議会
Email : support.tesc@tiara.ocn.ne.jp (24 時間)
電話 : 03-6300-5122 電子提出サポート担当
受付時間 : 月～金曜 午前9時～午後5時(年末年始を除く)

* 行政手続法第37条の考え方にに基づき、形式要件が整っているものについては提出先とされている機関の事務所(委託先があれば委託先の事務所)に到達した時に報告書の提出があったとされています。

4ページの②の検査会社の要望に応える「処理状況の問合せの表示例」

登録番号	受付日	協議会確認日	行政庁受理日	受理書送信日	済証発送日
00001	7. 8. 5	7. 8. 7	7. 8. 10	7. 8. 12	7. 8. 15

4ページの③の検査会社の要望(受理の証拠)に応える「受理書の作成例」

(報告者)

テストエレベーター株式会社
テスト 太郎 様

令和 7年 8月 12日

●●区 都市整備部
建築指導課

受 理 書

建築基準法第12条第3項に基づく以下の昇降機の定期検査報告書を受理しました。

1 受理日	07.08.12
2 受理決定番号	XXXXXXXXXXXX
3 受付日	07.08.05
4 建築物の名称	テストビルディング
5 所在地	新宿区新宿1-2-3
6 昇降機登録番号	9900000001 エレベーター 1号機 9900000002 エレベーター 2号機 9900000003 エレベーター 3号機

報告書提出代行検査会社の名称 テストエレベーター株式会社

* 特定行政庁がPCの画面上で、受理決定を行った時点で、報告書を提出した検査会社のメールアドレスに送信されます。

* 特定行政庁の受理決定後は次頁の特定行政庁の受付印付きの副本(PDF)を検査会社のPCからダウンロードすることができます。

4頁の⑤の要望に応える「特定行政庁の受付印を電子押印した副本」の例

第三十六号の四様式（第六条、第六条の二の二関係）（A4）
定期検査報告書
 (昇降機)
 (第一面)

建築基準法第12条第3項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

年 月 日

報告者氏名 _____
 検査者氏名 _____

【1. 所有者】
 【イ. 氏名のフリガナ】
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 郵便番号】
 【ニ. 住所】
 【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】
 【イ. 氏名のフリガナ】
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 郵便番号】
 【ニ. 住所】
 【ホ. 電話番号】

【3. 報告対象建築物等】
 【イ. 所在地】
 【ロ. 名称のフリガナ】
 【ハ. 名称】
 【ニ. 用途】

【4. 報告対象昇降機】
 【イ. 検査対象昇降機の台数】 (台)
 【ロ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり 台 (うち既存不適格 台) 要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台
 【ハ. 指摘の概要】

【ニ. 改善予定の有無】 有 (年 月 に改善予定) 無
 【ホ. その他特記事項】

受付欄	※特記欄	※整理番号欄
年 月 日		
第 号		
検査者氏名		

検査物等の名称: _____ 登録番号: _____
 検査会社のコード等: _____ 延べ面積: _____
 報告会社: _____

- 1 特定行政庁の受理決定処理が終了した時点でDB内の報告書に特定行政庁の受付印(電子印章)を押印します。
- 2 押印する電子印章は特定行政庁が事前に登録したものです。
- 3 受付印が押印された報告書は、検査会社は「副本」として、特定行政庁は「正本」として、それぞれダウンロードし印刷することができます。



4頁の⑥の要望に応える「済証(シール)」への特定行政庁の受付印を電子押印した例

年度検査済

昇降機等 定期検査報告手続中

報告先 _____ 年 月 日

検査年月 _____ 年 月 日

検査員 交付番号 第 _____ 号

氏名 _____

検査会社 _____

登録番号 _____

受 付 欄

受付

XXXXXXXXXX

7.8.12

〇〇区

電子受付印サンプル

検査年月日 _____ 年 月 日

建物名称 _____

設置場所 _____

種 別 _____

用 途 _____

整 理 番 号 _____

検 査 会 社 _____

報 告 会 社 _____

受 付 欄

受付

XXXXXXXXXX

7.8.12

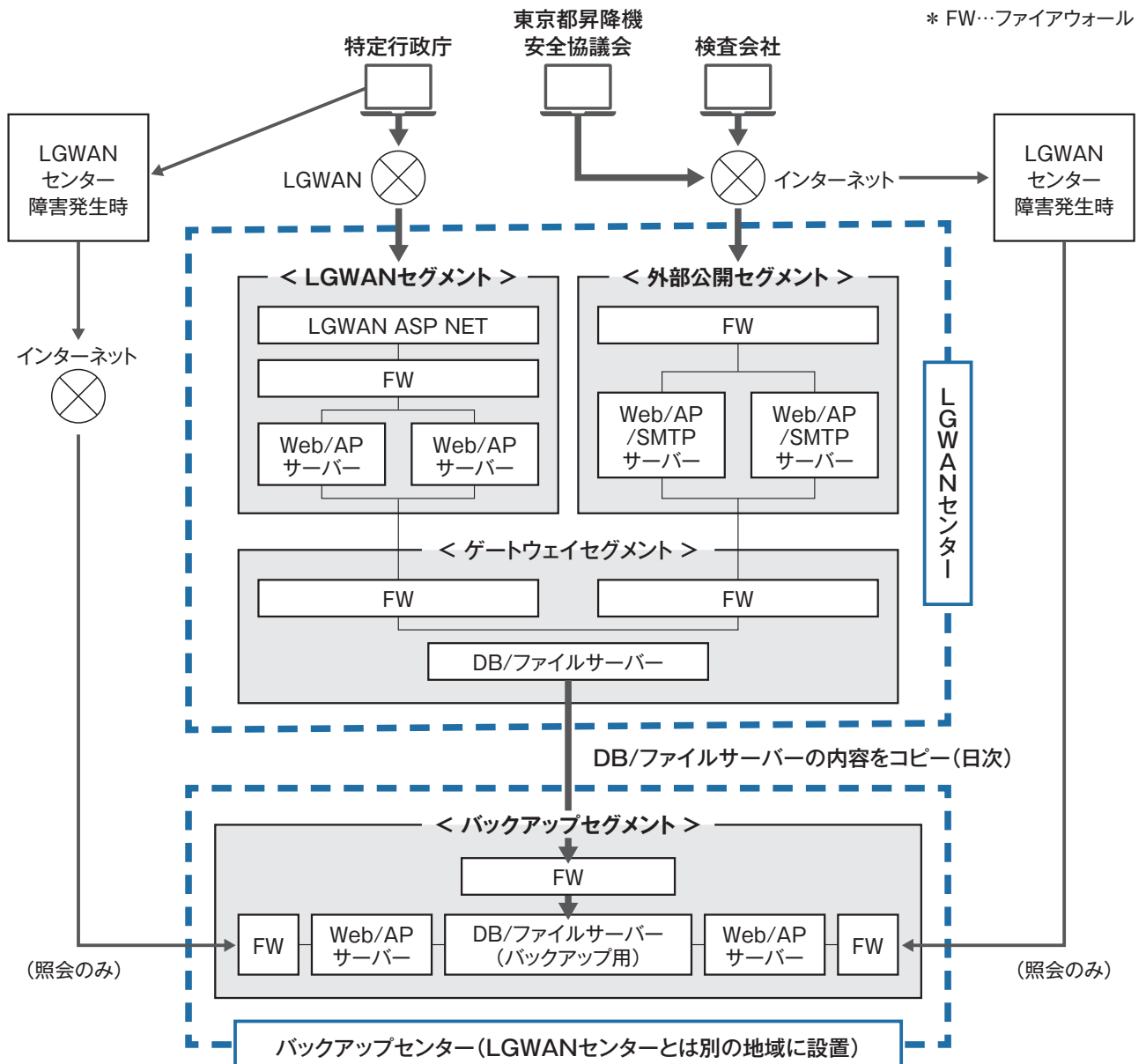
〇〇区

電子受付印サンプル

- 1 特定行政庁の受理決定処理が終了すると、システム上で東京都昇降機安全協議会に済証(シール)作成の指示が送られます。
- 2 1の指示に基づき、東京都昇降機安全協議会では事前に登録していただいた各特定行政庁の受付印(電子印章)をシステムで済証に押印し検査会社に郵送します。

5 ハードウェア構成と安全対策

(1) ハードウェア構成の概要

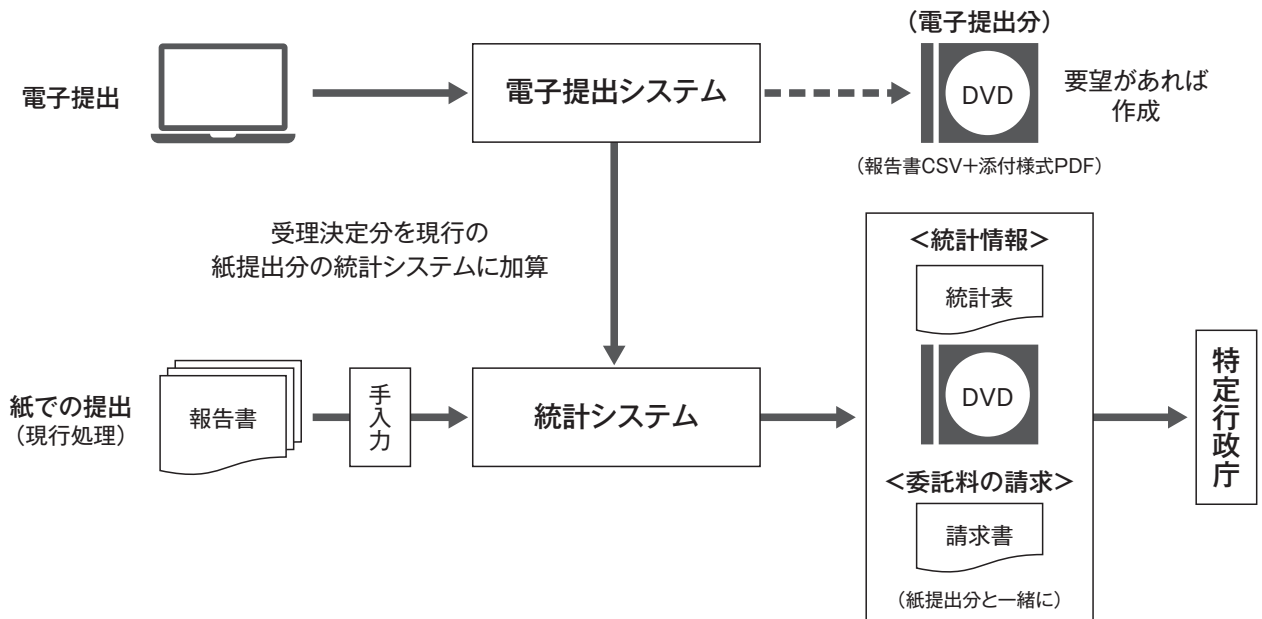


* サーバーは、さくらインターネット株式会社(ガバメントクラウドサービス提供事業者5社の中の唯一の国内事業者)を使用

(2) 安全対策

- ① 特定行政庁の使用回線はLGWAN(総合行政ネットワーク)を用意
- ② データセンターを2つ用意(LGWANセンターとバックアップセンター)
- ③ メインのデータセンターはLGWANを提供するセンター内に構築。また別の地域にバックアップセンターを用意してLGWANセンター内のDB等の内容を日次でコピー保存。(上記構成図参照)
上記のハードウェア構成でLGWAN-ASPの認可機関である「地方公共団体 情報システム機構 (J-LIS)」の承認済(本システムのLGWAN-ASPの登録コード:A831553)
- ④ データ通信においてはSSLを用いて暗号化
- ⑤ 各サーバー等の機器及びDBを含めたファイルは無停止を前提に2重化
- ⑥ ウイルス対策については「報告書の受付時(リアルタイム処理時)」と「夜間のバッチ処理」の2段階でウイルス対策ソフトを使用したチェックを実施
- ⑦ ファイアウォール(FW)については通常のネットワークのFWに加えWAF(Webアプリケーションファイアウォール)も導入し2段階の侵入防止対策を採用

6 統計等は「紙での提出分(現行処理分)」に電子提出分を加算



7 その他

- (1) 報告書の電子化比率が向上した時点で、概要書の閲覧機能(特定行政庁のPC及びインターネットを経由した外部への提供)の開発を予定しています。
- (2) システム障害等により電子提出システムが全面的に停止した場合は、直ちにメールや電話等でご利用いただいている特定行政庁と検査会社に連絡するとともに、システム内にある報告書については報告書の提出期限に影響を与えないよう受付ファイルから紙の報告書を印刷し、紙での処理に切り替え定期検査報告書の事務処理を継続します。
- (3) 電子提出された情報については安全管理を徹底してまいりますが、万が一情報漏洩事故等が発生した場合にそなえて令和6年8月より「サイバー・セキュリティ保険」(所有者への損害賠償や事故発生時の事務処理支援等に対応)に加入しています。
- (4) システムの運用に当たっては、システムを利用される特定行政庁(報告書の受理権者)と報告書を提出する主な検査会社(報告書の提出者)、東京都昇降機安全協議会の3者による協議の場(「システム運営委員会(仮称)」)を設置し、定期的に意見交換を行いながら円滑な運用に努めてまいります。

一般社団法人 東京都昇降機安全協議会

令和8年4月

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-35-4 代々木クリスタルビル2階
(電話)03(6304)2224